（六）　道路法第五十条第一項の規定による負担金
（七）　道路法第五十六条の規定による補助金
（八）　義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）第二条の規定による負担金
（九）　公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定による負担金
（十）　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十七条第三項の規定による補助金
（十一）　地すべり等防止法第二十九条の規定による負担金
（十二）　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第七条第三号、第十一条第一項又は第十六条第一項の規定による補助金
（十三）　雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十条の規定による負担金
（十四）　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二十二条の規定による補助金
（十五）　農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第六条第二項の規定による交付金
（十六）　震災特別法第七条の規定による補助金
（十七）　東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律第六条の規定による補助金
（十八）　東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金（公営企業に係る事業及び地方公共団体が実施する公的賃貸住宅の建設、買取り又は改善に係る事業に係るものを除く。）
（十九）　福島復興再生特別措置法第三十六条第二項の規定による交付金（公営企業に係る事業及び地方公共団体が実施する公的賃貸住宅の建設、買取り又は改善に係る事業に係るものを除く。）
（二十）　少子高齢化・環境対応等復興モデル事業費補助金
（二十一）　特定非営利活動法人等運営力強化交付金
（二十二）　東日本大震災復興推進調整費
（二十三）　福島定住等緊急支援交付金（地方公共団体が実施する公的賃貸住宅の建設に係る事業に係るものを除く。）
（二十四）　情報通信技術利活用事業費補助金
（二十五）　情報通信基盤災害復旧事業費補助金
（二十六）　公立諸学校建物其他災害復旧費補助金
（二十七）　国宝重要文化財等保存整備費補助金
（二十八）　被災地通学用バス等購入費補助金
（二十九）　文化芸術振興費補助金
（三十）　社会福祉施設等災害復旧費補助金
（三十一）　障害者総合支援事業費補助金
（三十二）　水道施設災害復旧事業費補助（公営企業に係る水道事業に係るものを除く。）
（三十三）　保健衛生施設等災害復旧費補助金
（三十四）　保健衛生施設等設備整備費補助金
（三十五）　海岸保全施設等災害復旧事業費補助
（三十六）　共同利用漁船等復旧支援対策費補助金
（三十七）　漁港施設災害関連事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。）
（三十八）　漁港施設災害復旧事業費補助
（三十九）　漁場等復旧支援対策費補助金
（四十）　国産農畜産物・食農連携強化対策整備費補助金
（四十一）　食の安全・消費者の信頼確保対策推進交付金
（四十二）　水産基盤整備事業費補助
（四十三）　水産業共同利用施設設備復旧支援整備費補助金（公営企業に係る市場事業に係るものを除く。）
（四十四）　水産業共同利用施設復旧整備費補助金（公営企業に係る市場事業に係るものを除く。）
（四十五）　水産資源回復対策地方公共団体事業費補助金
（四十六）　水産資源環境整備事業費補助
（四十七）　水産物供給基盤整備事業費補助
（四十八）　治山施設災害復旧事業費補助
（四十九）　農業・食品産業強化対策推進交付金
（五十）　農業・食品産業強化対策整備交付金
（五十一）　農業用施設災害復旧事業費補助
（五十二）　農業用施設等災害関連事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。）
（五十三）　農山漁村地域整備交付金
（五十四）　農村地域復興再生基盤総合整備事業費補助
（五十五）　農地災害復旧事業費補助
（五十六）　農地・水保全管理支払交付金
（五十七）　林道施設災害復旧事業費補助
（五十八）　中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金
（五十九）　電力安定供給対策事業費補助金
（六十）　河川等災害関連事業費補助
（六十一）　河川等災害復旧事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。）
（六十二）　社会資本整備総合交付金
（六十三）　住宅施設災害復旧事業費補助
（六十四）　地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（六十五）　鉄道施設災害復旧費補助金
（六十六）　観光関連復興支援事業費補助金
（六十七）　循環型社会形成推進交付金

○文部科学省令第二十号

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）第一条第四号、第六号、第八号及び第十号の規定に基づき、義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月二十四日　　文部科学大臣　下村　博文

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十六年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。